

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構運営要項の一部改正について

改正理由：データ駆動型教育・政策推進室を設置すること等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この要項は、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程（令和4年規程第13号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構（以下「機構」という。）の本部、リエゾンチーム、ユニット、<u>データ駆動型教育・政策推進室</u>（以下「<u>推進室</u>」という。）、本部管理グループその他機構の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (本部会議) 第2条 本部に、規程第9条第1項各号に規定する業務を円滑に実施するために必要な事項を協議するため、本部会議を置く。 2 本部会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) 機構長 (2) 副機構長 (3) <u>機構の業務</u>を担当する副学長 (4) 事務局長 (5) 機構長が指名する機構の専任教員及び兼任教員 若干名 (6) その他機構長が必要と認めた者 若干名 3 〔省略〕 〔省略〕 (ユニット及び<u>推進室</u>の業務) 第4条 ユニット<u>及び推進室</u>の業務は、各ユニット<u>及び推進室</u>が策定する事業計画書に定めるものとする。 2 〔省略〕 3 ユニット<u>及び推進室</u>の業務には、先導的教職科目の開発その他教員養成フラッグシップ大学の指定に伴い必要な業務を含むものとする。 (ユニット<u>及び推進室</u>の運営) 第5条 それぞれのユニット<u>及び推進室</u>は、次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) ユニット長<u>又は室長</u> (2) 機構長が指名する専任教員、兼任教員、協力教員及び規程第7条の外部協力教	(趣旨) 第1条 この要項は、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程（令和4年規程第13号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構（以下「機構」という。）の本部、リエゾンチーム、ユニット、本部管理グループその他機構の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (本部会議) 第2条 本部に、規程第9条第1項各号に規定する業務を円滑に実施するために必要な事項を協議するため、本部会議を置く。 2 本部会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) 機構長 (2) 副機構長 (3) <u>本部業務、リエゾンチーム業務、ユニット業務及び本部管理グループ業務</u>を担当する副学長 (4) 事務局長 (5) 機構長が指名する機構の専任教員及び兼任教員 若干名 (6) その他機構長が必要と認めた者 若干名 3 〔省略〕 〔省略〕 (ユニットの業務) 第4条 ユニットの業務は、各ユニットが策定する事業計画書に定めるものとする。 2 〔省略〕 3 ユニットの業務には、先導的教職科目の開発その他教員養成フラッグシップ大学の指定に伴い必要な業務を含むものとする。 (ユニットの運営) 第5条 それぞれのユニットは、次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) ユニット長 (2) 機構長が指名する専任教員、兼任教員、協力教員及び規程第7条の外部協力教

員等（以下「外部協力教員等」という。）

(3) その他機構長が必要と認めた者

2 ユニット及び推進室にそれぞれユニット会議又は推進室会議を置く。ユニット会議及び推進室会議は、ユニット長又は室長が招集し、議長となる。

〔省略〕

（ユニット、推進室及び本部管理グループの兼務）

第8条 ユニット、推進室及び本部管理グループの構成員は、複数のユニット、推進室又はグループの構成員を兼ねることができる。

〔省略〕

（事務の体制）

第10条 ユニット、推進室及び本部管理グループの運営に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部先端教育推進課のほか、規程第21条に基づき次の表に定める共同担当課が共同して事務の処理に当たるものとする。

ユニット/本部管理グループ	共同担当課
外国人児童生徒教育推進ユニット	国際課
高校教育開発推進ユニット	研究・連携推進課
教師教育高度化ユニット	大学院課
次世代組織マネジメント研究開発ユニット	研究・連携推進課
<u>データ駆動型教育・政策推進室</u>	<u>情報基盤課</u>
国際教育グループ	国際課

〔省略〕

附 則

この要項は、令和7年4月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

員等（以下「外部協力教員等」という。）

(3) その他機構長が必要と認めた者

2 ユニットにそれぞれユニット会議を置く。ユニット会議は、ユニット長が招集し、議長となる。

〔省略〕

（ユニット及び本部管理グループの兼務）

第8条 ユニット及び本部管理グループの構成員は、複数のユニット又はグループの構成員を兼ねることができる。

〔省略〕

（事務の体制）

第10条 ユニット及び本部管理グループの運営に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部先端教育推進課のほか、規程第21条に基づき次の表に定める共同担当課が共同して事務の処理に当たるものとする。

ユニット/本部管理グループ	共同担当課
外国人児童生徒教育推進ユニット	国際課
高校教育開発推進ユニット	研究・連携推進課
<u>データ駆動型教育創成ユニット</u>	<u>情報基盤課</u>
教師教育高度化ユニット	大学院課
次世代組織マネジメント研究開発ユニット	研究・連携推進課
国際教育グループ	国際課

〔省略〕